

令和 2 年
第 2 回 通常 総 会 会 議 録

開催日：令和 2 年 7 月 2 8 日（火）

会 場：鹿児島県市町村自治会館 4 階ホール

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長
(伊佐市長)

隈 元 新



理 事
(西之表市長)

八 坂 俊 輔



理 事
(中種子町長)

田 渕 川 寿 広



1. 開催日時

令和2年7月28日 午後1時31分～3時3分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（4階ホール）

3. 出席者・議長等

総会議員定数：46人

出席者数：33人（内訳：本人出席15人、代理出席10人、委任状出席8人）

監事：宮路 高光（本人出席）

議長：隈元 新（理事長）

議事録署名者：隈元新理事長（伊佐市長）、八板俊輔議員（西之表市長）、田淵川寿広議員（中種子町長）

4. 議 事

【報告事項】

報告第6号 弾力条項（令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について

報告第7号 弾力条項（令和元年度介護保険事業関係業務特別会計）の適用について

報告第8号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について

報告第9号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

【議決事項】

議案第27号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

議案第28号 令和元年度事業報告の認定について

議案第29号 令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第30号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第31号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第32号 令和元年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第33号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第34号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第35号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第36号 財産の処分（令和2年度）について

- 議案第 37 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 38 号 令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 議案第 39 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 議案第 40 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 41 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 42 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

5. 議事の経過の要領及びその結果

午後 1 時31分開会

(1) 開 会

○南 総務課長補佐 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行を務めます総務課の南でございます。よろしくお願いいたします。

本総会ですが、総会議員定数は46人でございます。ただいまの出席者数につきましては、委任状を含め33人でございます。

定数の半分以上が出席しておりますので、本総会は成立しておりますことをここにご報告いたします。

それでは、ただいまから、令和2年第2回通常総会を開会いたします。

(2) 理事長あいさつ

○南 総務課長補佐 初めに、本会の隈元理事長があいさつを申し上げます。

[理事長隈元 新君登壇]

○隈元理事長 皆様、こんにちは。

本日は、通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には大変ご多忙中にもかかわらず、また新型コロナウイルス感染症が心配される中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先日の令和2年7月豪雨では県内においても多数の被害が出ており、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

皆様方には、かねてからそれぞれの保険者において、国民健康保険事業の健全な運営に多大なご尽力をされておられるところ、日ごろのご苦勞に対しまして心から敬意を表する次第でございます。あわせて、本会の事業運営につきましても平素から格別なご理解とご協力を賜っており、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、7月17日に閣議決定された政府の骨太の方針において、ポストコロナ時代の新しい未来に向けて、新たな日常を支える社会保障を構築するとともに、誰一人取り残されることのない包摂的な社会を実現していくとし、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とし

て重要性が再認識され、柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築、データの利活用等の推進、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化予防をより一層推進するなど、社会保障制度の基盤強化を着実に進めるとされたところでございます。

さらに、国保中央会・連合会にとっての課題でもございますが、審査支払機関改革における今後の取組等に基づき、審査支払システムや業務を整合的かつ効率的に機能させる等の改革を着実に進めることとされました。

一方、令和2年度の予算では、国保改革に伴う国保への財政支援強化に加えて、予防・健康づくりに関する取組を強化するため、保険者努力支援制度を抜本的に拡充し、500億円が増額されました。新型コロナウイルスの感染の防止や緊急の経済対策等に全力かつ最優先で取り組む必要があり、通常業務の推進は非常に難しい状況ではありますが、外出の自粛等によって生活習慣が乱れ、生活習慣病の重症化や高齢者のフレイルの進行が懸念される中、国の財源の有効活用など積極的な事業展開が求められております。

これら国の動向を踏まえながら、本会においても、保険者のニーズに沿った支援に努め、保険者並びに関係機関との連携を密にしながら、円滑な業務運営に向けてさらなる取組を進めてまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、令和元年度の事業報告、決算及び令和2年度予算補正などの議案についてご審議をいただくことといたしております。

どうぞよろしくご審議賜りますとともに、ご承認くださいますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(3) 前回の総会以降の主な出来事

○南 総務課長補佐 それでは、議事に入ります前に、前回の総会以降の主な出来事について、久木田常務理事よりご説明申し上げます。

○久木田常務理事 常務理事の久木田でございます。

皆さん、理事長のあいさつにもありましたが、豪雨災害の発生ですとか、県内における新型コロナウイルスの感染拡大がなかなか収まらない中、各種対応に大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私のほうから、資料がお配りしてございますが、前回の2月21日の総会以降の主な出来事等についてご報告申し上げたいと思います。

資料を1枚開けていただければと思います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症への対応状況ということで、当初の事業計画等にも全くなかったわけですが、医療機関等の資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払いということで、これは本年度になってから、感染拡大の状況等を受けて厚生労働省から要請があつて行った事業になっております。

丸の1番目のところに書いてありますが、資金調達が困難となった保険医療機関等について、福祉医療機構ですとか日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するというので、当初、連合会の事業等にもなかったんですけども、国民に対する医療提供体制を維持する必要があるということで厚労省から要請があつて、事業を実施させていただいたところでございます。

2ページ目の丸の4つ目のところに書いてございますが、手続等いろいろ想定をして進めさせていただいたところですが、線で消してあるところの後ろのほうにございますが、事務経費等につきまして、各特別会計の予算補正の議決等が必要になるところではございましたが、急を要するというので専決処分をさせていただいたところでございます。

本日の附議事項の報告第3号、第4号にて報告することといたしております。銀行から資金を連合会で借り入れて、貸付けを概算前払いの原資として充当させていただいたということでございます。

1ページ目に返りますけれども、丸が3つあります。3つ目の丸のところに記載してございますが、県内の病院とか診療所、調剤薬局等が利用できる状況であったんですが、実績で申し上げますと、4機関のみが利用されたということになっております。概算前払額で1,000万円程度ということでございます。全国では、国保の関係で1,200件ほどということで、支払金を合計いたしますと113億円程度の利用があったと聞いておるところでございます。

この対応をする前に、状況といたしまして、診療控え等があつてなかなか医療機関を利用されていないんだということで医療機関の運営が難しいと、特に6月に向けてボーナス等の支払いにも支障があるというふうなことがございました。

県内の状況を申し上げますと、4月診療分で、医科で対前年91.9%、受付件数といひますか、レセプト件数で8%ほどの減少になっておったようでございます。歯科で14%、調剤で5.4%ほどの減少であったということでございます。金額については、診療報酬の改定等があったので、対前年という医科で3%、歯科で8%、調剤で1%ということで、

あまり大きな診療控え等はなかったのかなと考えておりましたが、最近になって医科の診療科ごとの分析等が出てまいりまして、特に小児科では対前年で73.8ということで相当影響があったのかなど。耳鼻咽喉科で79.2%、産婦人科で86.5%ということで、これは実績ですので、科目によっては相当影響があったということになるかと思えます。

6月にかけて、受診件数等については対前年で申し上げますと回復してきたところがございますが、また7月以降、クラスターが発生しているというふうなことで、どういう推移になっているのか注視していく必要があるかと思っております。

特に連合会につきましては、それぞれの審査件数を基に手数料を頂いておりますので、連合会の運営についてもまた影響があるのではないかと考えて、予算の執行についてもその辺を踏まえながら慎重に行っていきたいと考えているところです。

その他の状況も含めてでございますが、4ページをごらんいただきたいと思えます。

審査支払業務については、診療報酬の支払いが遅滞なく行われるように厚労省からも要請がなされたところがございます。

(2)に書いてございますが、本県については、審査会、審査委員の先生方は通常と同じ体制でといたしますか、審査については工夫をしながら全て審査を行っていただいているところですが、全国で申し上げますと、4ページの下に書いてございますが、審査委員が招集できないということで、4月の3連合会というのは東京とか福井とか北海道、5月については東京とか埼玉、千葉、神奈川等においては、審査委員の先生を招集して審査ができないということで、招集しないで審査をされているところです。6月は全て審査が行われたんですが、7月についてはまた埼玉が実施できなかったと聞いているところです。状況に応じてといたしますか、その時々各県の状況で対応がなされてきております。

5ページ目に本県の対応等が記載してございます。審査委員の先生方が密にならないようにといった工夫をしながら、審査会の日にちを延長するとかいうふうな工夫を重ねながら、審査をしていただいているところがございます。

会議・研修会等の対応等についても資料が添付してございますが、4月以降、いろいろ研修会等を予定していたものについては、延期とか中止と、もう中止が多かったわけですが、そういう対応をさせていただいているところです。

(4)ですが、本会職員の対応ということで、これは公務員等にも準じた形になりますけれども、小学校等が臨時休業した職員の休暇、特別休暇の取得ですとか、妊娠中の女性職員等に係る在宅勤務の実施というふうなことで、出勤しないで家のほうで業務を行って、

結果を提出してもらおうという対応等を行ってきているところでございます。

それから、今後の感染防止対策ということで、今日の総会もそうですが、通常の状態からしますと、やや広いところで、定員に対して会場を広く取るですとか、換気をするというふうな工夫を重ねながら、やれる分についてはやっていこうということで実施を考えております。

それから、丸の3つ目ですが、計画している研修会とか説明会にあっては開催を延期できないものもあるということで、できるだけ会議はオンラインを推進したいと考えております。いろいろ調査をさせていただきまして、各市町村の状況等を調査いたしました。Web会議システムのZoomの活用をされているところが多いということで、Zoomを活用したテレビ会議等を実施していく形の体制を取らせていただきたいということで今、準備を進めております。市町村においては、セキュリティーポリシー等の関係でZoomの活用ができないところもあるということです。そういったところについては実際参集していただく、そういったことも組み合わせながら、実施に向けて取組を進めていきたいと考えているところです。

それから、別紙になりますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業について、資料をお配りしてございます。これは国の2次補正の関係になります。聞いていらっしゃるかと思いますけれども、1ページ開けていただきたいと思います。

交付金事業、国の10分の10で県が実施主体となる事業でございます。この中で2つの事業がうちの連合会と関係するということで、ご報告させていただきたいと思います。

1ページ目の中段の枠囲いの中に2つ箱で囲ってあるかと思います。「患者と接する医療従事者等への慰労金の支給」ですとか、一番下の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援」ということで資料がつけてございます。

中身はもうあまり詳しく説明はいたしません。医療従事者等に対して1人当たり5万円ですとか、そういった慰労金を支給するという事業になっております。

それから、資料で申し上げますと3ページ目のところに書いてありますが、医療機関とか薬局等において、例えば発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないように工夫等を行うための整備に対して、補助額ということで、病院とか有床診療所とか無床診療所、それぞれ上限額の範囲内で実際かかった金額を支援するという事業が予定されております。

これは、事業実施主体は県ということで、国の予算は成立しているわけですが、

県は知事選もあったということでまだ県の予算計上はなされていないところです。県のほうとも調整をいたしましてというか、申請を連合会が受け付けると、それを取りまとめて、申請の中身を県にお渡しして、県で中身を審査していただく。例外的な分はちょっとあるわけですが、ほとんどの分については、施設等に対して連合会のほうから慰労金ですとか支援金の金額を振り込むということで、窓口と支払いの関係の業務について連合会が担うということで、これは国のほうでモデルといいますか、こういった事業のスキームを考えられて説明があったわけですが、鹿児島県でもそれは連合会に委託をしたいという意向も確認はさせていただいているところです。ただ、まだ予算等が成立しておりませんので、予算成立次第、受託をして実施に移っていくということになろうかと思えます。

資料はお配りしてあるかと思いますが、これの国が想定した標準的なスケジュールとしては、6月中に国の予算が成立すると、県のほうも各都道府県、7月中に予算を計上していただいて、それぞれ申請を各施設のほうから上げてもらうと、審査をした上で8月の末ぐらいに支給を行うというふうなスケジュールが示されているところです。これについては、県の予算成立を待つできるだけ早く業務を実施したいと考えております。

それから、少しボリューム感で申し上げますと、患者と接する慰労金のほうの支給については、国のほうが試算した概算では、鹿児島県、医療、介護、障害合わせて百数億円というふうな金額になってくると、それから支援金のほうで申し上げますと、八十数億円というふうな金額の予算を国としては計上しているということになっております。できるだけ早い段階で実施に移せるように、県ともまた調整をしながら支障のないように進めさせていただきたいと思っております。

この関係につきましても、県の予算成立を待つになりますけれども、また、持ち回りですとか専決処分というふうなことで整理をさせていただいて、実施に向けて対応したいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

また資料は元に戻らせていただきまして、6ページ目ですが、審査支払機関改革についてでございます。

これについて非常にたくさん資料をつけてございますが、もう簡単にご説明したいと思います。本来であれば、この席で、連合会・中央会ということで、全国的に新しいシステムの開発について、整備すべきシステムの概要、機能、また必要性とか、それにかかる負担金の必要経費等についてもご報告させていただく流れになるわけですがけれども、今現在、コロナの関係もありまして作業がちょっと遅れておるところでございます。それと、国の

動きがある程度進んできているということで状況だけご説明させていただきたいと思いません。

簡単に説明させていただきますが、7ページ目に絵がつけてございます。それぞれ医療機関からオンライン請求で各国保連合会ですとか支払基金のほうにコンピューターで、紙ベースでの請求もあるわけですけれども、ほとんどオンライン請求がなされます。それでコンピューターによるチェックをさせていただいて、職員による事前確認をした上で審査委員の先生による審査を行う、そして決定をして支払いを行うという流れでございます。

支払基金については、オンライン請求を受ける、審査をする、支払いをするという業務を行っている、システムについても、それに関連するシステムを運営しているということになっておりますが、国保連合会においては、その審査のシステムを確認しながら、給付機能ですとか特定健診ですとか医療分析ですとか、いろんなシステムがそれに連携しながらシステムを構築しているという差がございます。また、支払基金は、全国1つの組織であるのに対して、国保連合会は47都道府県にそれぞれ組織があるところです。

何を申し上げたいかといいますと、支払基金のほうに高度な審査をできるような取組が求められております。各県で審査結果に差が出るようなことがないように、審査の基準を統一した取組をするように、これは連合会に対しても同じ取組、これはやり方については、それとともにコンピューターを使って効率的に審査できるような取組が求められているところです。

これについて、保険者に負担が出ないようにというのと、国保連合会がやっている審査支払だけでなく、その他の業務にも支障がないような形で一緒に開発をしましょうという話を持ったわけですが、そういうことをしていると、支払基金としては国が要請している期間に間に合わないということで、支払基金のほうに先にシステムを開発されているという状況になっております。国保連合会としては、先ほど申し上げたようないろいろな制約がある中で現実的にどういう対応をするのか、いろいろと検討がなされているところです。

国は、あくまでも審査基準の統一ですとか、システムの整合的・効率的な運用を実現するようにと求められてきておりますので、そこを調整しながら、またシステムの開発の方向性を整理していく必要があるということになっております。

また、詳しく説明ができる状況になりましたら、その中身を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

14ページ目をお開きいただきたいと思います。

オンライン資格確認の準備状況ということでございます。

マイナンバーカードをリーダーにかざすことで、被保険者証を提示することなく資格の状況を確認できる仕組みを構築中となっております。それぞれの保険者でも作業がなされているところですが、14ページ一番下の丸のところにあります、本会についてもシステム改修を行う必要があることは分かっておりまして、予算計上等が必要になることも分かっているところですが、これにつきましても、国保中央会から詳細な業務内容といえますか、システムの切り分けがまだ伝わってきておりませんで、予算補正ができないと、算定ができないということになっております。ただ、スケジュールとしましては、またそれが明らかになり次第、今後、仕様が明確になった段階で専決処分等を行わせていただく必要があるスケジュール感になってきておりますので、この場でそういうことだけご報告差し上げて、それぞれまたその時期になりましたらご説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

16ページになりますが、経営計画についてでございます。

本会はそれぞれ3年の経営計画でやってきておりますが、令和3年度から5年度の経営計画の策定が必要になっております。先ほど申し上げました、丸の2番目に書いてございますが、国においては、福祉、医療等の生産性の向上が求められる中、審査支払機関改革として審査基準の統一ですとか、新たなシステム開発が求められており、新たな審査体制の構築が求められております。

また、目的についても、今まで健康増進とかいうふうな状況だったわけですが、健康寿命の延伸に向けて、保健予防事業の展開など保険者機能の新たな発揮が求められるということで、データを活用した効率的・効果的な取組に向けて、新たな支援のあり方と支援体制の構築が求められている状況になっております。

また、本県については、高齢化・人口減少が進む中、外海離島や小規模保険者が多いという特徴もございます。これらを踏まえて、本会としまして、これまでの組織体制、職員の能力、財政的な基盤、情報の収集・処理などを抜本的に見直して、再度構築していく必要があると考えております。

中期の経営計画の中で急激に変えるということではないんですが、そういったことも整理をさせていただきながら、前もっていろんな意見を伺いながら経営計画を策定させていただきたいと思っておりますので、またご意見のほうをよろしく願いしたいと思います。

最後ですが、17ページでございます。

その他の会議のご案内でございます。2番目に書いてございます、11月5日に国保トップセミナーということで、各市町村長さんに対しまして参加を呼びかけて、毎年講師をお呼びしていろんな話をさせていただいているところです。今年については、国保中央会の原理事長と、鹿児島大学医学部心臓血管・高血圧内科学心血管病予防分析学教授の大石先生を予定しております。ためになるお話が聞けるとお思いますので積極的なご参加をお願いしたいと思います。

それから3番目に記載してございます、11月13日でございます。国保制度改善強化全国大会ということで、東京の砂防会館の別館で全国の国保関係者が一堂に会して決議をした後に要望活動をするということで、この規模の会議といいますか、集会がどういう感じで本当にできるのかというのは、今の時点ではちょっとよく分かりませんが、来年度以降、特にコロナの影響があって歳入が厳しくなる、財源確保が厳しくなる中で、国保財政への支援の要請といったことは非常に重要な時期になるかとお思います。ぜひとも首長さんのご参加をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からの報告は以上になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(4) 議長選任

○南 総務課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議長は、総会の都度、議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願ひできますでしょうか。（「理事長にお願いします」と呼ぶ者あり）

理事長にとの声がありましたので、理事長に議長をお願いしてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○南 総務課長補佐 ご賛同いただきましたので、隈元理事長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

[理事長隈元 新君議長席に着く]

○隈元議長 ただいま議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう、皆様方のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日ご提案いたしております報告事項及び議決事項につきましては、事前に市町村の国保主管課長で構成されます幹事会で協議し、また、7月10日に開催いたしました理事会においてお諮りし、ご審議いただいておりますことを申し添えます。

お手元に総会議案、総会附議事項概要説明資料及び各会計別予算一覧及び財務諸表をお

配りしてございます。

本日の総会は、A3判の概要説明資料によりご審議いただくという方法で議事を進めさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、採決に当たっては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議事録署名者指名

○隈元議長 次に、本日の議事録署名者を当席からご指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようでございますので、西之表市の八板市長様、中種子町の田淵川町長様、お二人をご指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

6 議 事

報告事項

△報告第6号 弾力条項（令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について

△報告第7号 弾力条項（令和元年度介護保険事業関係業務特別会計）の適用について

△報告第8号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について

△報告第9号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

○隈元議長 それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第6号から第9号までは、専決処分された予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようですので、報告第6号弾力条項（令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特会計）の適用についてから、報告第9号令和2年度後期高齢者医療事業

関係業務特別会計歳入歳出予算補正についてまでを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○銚立総務課長兼会計課長 総務課長兼会計課長の銚立でございます。よろしくお願いいたします。

A 3判横の総会附議事項概要説明資料で説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

報告第6号と報告第7号は、弾力条項の適用についてでございます。

主旨でございますが、令和元年度のお示しの各会計の支払勘定において、弾力条項を適用し専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

内容でございますが、お示しの各支払勘定において、医療費等の増加により保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたので、所要の補正をさせていただいたものでございます。

報告第6号は、後期高齢者医療診療報酬支払勘定で、内容の予算補正額は、歳入歳出ともに46億4,560万7,000円でございます。

主な事項でお示しのとおり、歳入で保険者から受け入れ、歳出でそれぞれ同額を医療機関等へ支払うため補正させていただいたものでございます。

2 ページをお開きください。

報告第7号の内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに介護給付費等支払勘定は10億7,421万8,000円で、公費負担医療に関する報酬等支払勘定は1,492万6,000円でございます。

各支払勘定の主な事項でお示しのとおり、歳入で保険者及び保険者等の実施主体から受け入れ、歳出でそれぞれ同額を請求事業者等へ支払うため補正させていただくものでございます。

3 ページをお開きください。

報告第8号と第9号は、専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

報告第8号は診療報酬審査支払特別会計、報告第9号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計の予算補正でございます。

内容でございますが、報告第8号、第9号同様で、新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関等へ診療報酬等の概算前払いを実施することに伴い、概算前払いに要する費用につきまして、一時的に本会が負担する必要がある、指

定金融機関からの借り入れにより対応すること等から、所要の補正をさせていただいたものでございます。先ほど常務理事から説明させていただきました概算前払いに関するものでございます。

予算補正額は、報告第8号の国民健康保険診療報酬支払勘定の予算補正額は、歳入歳出ともに208万7,000円で、報告第9号の後期高齢者医療診療報酬支払勘定の予算補正額は、歳入歳出ともに803万5,000円でございます。

主な事項でお示しのとおり、各支払勘定の歳入の借入金で鹿児島銀行から借り入れ、その利子について国庫補助金で受け入れるものでございます。歳出では、鹿児島銀行に元金と利子を支払うものでございます。

以上でございます。

○隈元議長 ただいまの説明について、何かご質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご質疑がないようですので、いずれも報告どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○隈元議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、報告第6号から報告第9号は、いずれも報告どおり決定することといたします。

議決事項

△議案第27号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

○隈元議長 次は、議決事項でございます。

議案第27号鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正についてを議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

○鉦立総務課長兼会計課長 4ページをお開きください。

議案第27号は、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、乳幼児医療助成事業の受入金と支出金など事業等の費用の増加が生じても歳入で受け入れた金額と同額を支出することとなる経費について、限定的に弾力条項を適用する対象として追加するため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、新旧対照表の左側が改正後でございます。

第47条の2、アンダーライン部分、「理事長は、次の各号に掲げる特別会計については、当該各号に定める事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足を生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じ、弾力条項を適用することができる。」に改めるもので、第1号、第3号、第5号の特別会計の業務勘定で括弧書きのアンダーラインの各事業について追加するものでございます。

これは、今まで特別会計の支払勘定に限定し弾力条項を規定していましたが、歳入で受け入れた金額と同額を支出する支払勘定と同様の性質の事業について、業務勘定に計上する経費においても予算措置の弾力的な運用するため、事業を限定し、追加するものでございます。

附則、この規約は、令和2年7月28日から施行するものでございます。

以上でございます。

○隈元議長 ただいまの説明について、何かご質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご質疑がないようですので、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○隈元議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第27号は原案どおり決定することといたします。

△議案第28号 令和元年度事業報告の認定について

△議案第29号 令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について

△議案第30号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第31号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第32号 令和元年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第33号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第34号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第35号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

○限元議長 次は、令和元年度決算関係です。

議案第28号から議案第35号までは、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○限元議長 ご異議がないようですので、議案第28号令和元年度事業報告の認定についてから、議案第35号令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○川上事務局長 事務局長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

5ページをお開きください。

議案第28号は、令和元年度事業報告の認定についてでございます。

内容につきましては、A4サイズ横の、製本してございます通常総会議案のほうでご説明申し上げたいと存じます。

通常総会議案の41ページをお開きください。

ポイントを絞ってご報告申し上げたいと存じます。

まず、総括としまして、令和元年度は、保険者の共同体としての責務を果たすため、基幹業務である審査支払業務はもとより保険者努力支援制度に基づく保険者支援に取り組むなど、事業計画に基づき次のとおり事業を実施したところでございます。

まず、審査支払関係でございます。

①職員の審査事務共助知識力の向上を図るため、より効果的な事務共助につながる研修会を実施しました。また、医療現場の視察研修や審査委員の特別研修等により、医療技術の高度化に伴って複雑化するレセプトを適正に点検する力を養うなど、審査課職員としての資質の向上を図ったところでございます。

42ページをお開きください。

次に、保険者支援の関係でございます。

①医療費適正化対策支援事業としてKDBシステム及び新医療費分析システムを活用し、データヘルス計画に基づく保健事業の実施、評価方法及び重症化予防の保健事業の進め方についてブロック別の説明会を開催しました。また、医療・健診データを基に生活習慣病の課題を分析のうえ11保険者に保健師を派遣しまして、予防・健康管理の推進について保険者と共に検討し、それぞれの実情に応じた保健事業計画の策定や実施を支援したところでございます。

②保険者自らが効果的な保健事業を展開できるよう、保健師・管理栄養士等を対象にデータヘルス計画に係る分析やPDCAサイクルに沿った保健事業を展開するための技術並びに保健指導の実践ができる技術の習得のための研修会を開催いたしました。

また、保健事業のための体制づくり・業務の見直し・効果的な保健指導の実践について、保険者との協議により、国保・保健・介護保険・後期高齢者医療などの関係部署との連携を含めた包括的な支援を行ったところでございます。

さらに、令和2年度から順次、市町村が取り組むこととされておりますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた説明会を開催し、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインを基にKDBシステム等の活用方法等について説明を行ったところでございます。

43ページをごらんください。

⑦交通事故、船舶事故等の第三者行為求償事務について、保険者へ訪問し、担当者に求償事務処理の説明や第三者行為該当分の発見についての支援等、効率的な事務の推進が図られるよう努めたところでございます。

次に、44ページをお開きください。

その他の事業としまして、①本会の負担金・手数料のあり方につきましては、国保被保険者の減少など厳しい状況にあることを踏まえまして、保険者の国保主管課長で構成する業務研究委員会で協議を重ね、基本的に3年ごとに見直しをさせていただくこととして、令和2年度から消費税増税分の引上げや一般負担金を引き上げるなど、見直しを行いました。

なお、業務研究委員会の協議結果を踏まえまして、11月に国保主幹課長さんにお集まりいただき、負担金・手数料等の予算編成方針案、新規事業等についてご説明申し上げたところでございます。

②保険者協議会の運営につきましては、事務局を県と共同で担い、各医療保険者間の連携・情報共有に努め、委員会、専門部会、特定健診・特定保健指導推進研修及びスキルアップ研修会を開催しました。

45ページ以降につきましては、これまでご説明申し上げた事業を含めた実施事業を掲載してございます。

46ページをお開きください。

(3) 業務継続計画の訓練実施。

大規模災害時に本会の業務が継続して遂行できるよう、地震を想定した訓練を実施いたしました。

2の一般事業につきましては、(1)業務推進に関する事項としまして、アは、職員の能力向上のための取組について、イは、健全な財政運営に対する取組、ウは、業務効率化を推進するためのシステム導入などを掲載してございます。

47ページをごらんください。

(2)の育成指導に関する事項につきましては、保険者等の業務の円滑な運営に寄与するため各種研修会等を実施してまいりました。

次に、50ページをお開きください。

オ、国保トップセミナーにつきましては、厚生労働省保険局国保課の熊木課長、筑波大学大学院の久野教授、指宿市の豊留市長にご講演等をいただいたところでございます。

次に、52ページをお開きください。

(5)事業振興に関する事項のア、国保制度改善強化全国大会及び陳情では、医療保険制度の財政安定を図るために、関係団体との連携を図り、公費投入の拡充などについて大会で決議を採択し、その後、保険者とともに与党自由民主党、地元国会議員等への要請活動を行いました。

3、診療報酬審査支払事業につきましては、審査の体制として医師・薬剤師総勢60人で毎月審査を行っていただいております。

次のページ、(1)審査の充実強化及び査定率の向上におきましては、特にウからカナなどの会議体におきまして、審査基準の統一化や審査の差異解消に向けて、国保の審査委員の先生、社会保険側の審査委員の先生、医師会の先生方などにご協議いただいたところでございます。

次に、62ページをお開きください。

4、介護保険事業につきましては、介護給付費等及び総合事業費の適正な審査支払業務、苦情処理業務の的確な対応に努めてまいりました。

68ページをお開きください。

5、障害者総合支援事業におきましては、障害者総合支援給付費及び障害児給付費、地域生活支援事業の円滑な審査支払業務に努めてまいりました。

次に、85ページをお開きください。

8、その他事業として、(1)国保診療施設への支援では、国保保険者が運営する国保直営の診療施設の協議会事務局としまして、国保地域医療学会の開催、また、次のページをおめぐりいただきまして、イでは、診療施設の事務長や看護師長等の各種研修会の開催、ウでは、各施設の医師や看護師等の募集を行ったところでございます。

88ページをお開きください。

9、予算の適正な編成及び執行につきまして、予算編成に当たっては、実績を基に事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直し、手数料等の精査を行い反映させたところでございます。

また、予算執行においては、一般競争入札や国保中央会による一括調達の実施など経費削減に努め、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

予算執行の状況としまして、主なものを表にまとめてございます。

2つ目の国保中央会による一括調達、こちらにつきましては、全国で同じシステムを使っている連合会、保険者のハードウェア・ソフトウェアの調達を全国分まとめて調達したものでございます。結果としましては、予定価格の半額以下という状況でございます。

次の表では、平成30年10月から、国保中央会と全国の国保連合会においてテレビ会議システムを導入してございますが、意思決定が必要な会議体を除き、各種システムの説明会等に係る旅費の節減につながったものでございます。

その他、資料には掲載してございませんが、本会は法人税法上の課税団体でございまして、国税庁が定めた複式簿記による実費弁償方式の判定で決算結果が黒字となった場合は、その黒字部分を保険者にお返しすることにより、法人税が非課税扱いとなるものでございます。

平成30年度は決算が黒字であったため、元年度に手数料を返還させていただきましたが、令和元年度におきましては赤字となりましたので、今年度、手数料の返還はございません。

のでお伝えしておきたいと存じます。

なお、厚生労働省の通知によりまして、令和元年度から新たに、将来のICTに関するための積立てが認められたところをごさいます、元年度決算においては、一部の会計においてICT積立資産を形成させていただきました。

最後に、89ページをごらんください。

10、令和元年度決算額一覧でございます。

表の一番下をごらんいただきまして、各会計の合計の歳入は6,420億4,826万8,266円、歳出は6,419億7,736万4,794円で、歳入歳出ともに対前年度比は2.3%の増でございます。

平成30年度との比較における増額の主な要因でございますが、全国統一のシステムで国保中央会の一括調達を活用した機器更改によるものでございます。

○鉾立総務課長兼会計課長 A3判の総会附議事項概要説明資料にお戻りいただきまして、9ページをお開きください。

議案第29号は、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額3億4,997万9,814円、支出済額3億2,241万3,075円、歳入歳出差引残額2,756万6,739円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、負担金及び国庫補助金等を収入としまして、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業、研修会等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

○成井審査管理課長 審査管理課長の成井でございます。よろしくお願いたします。

10ページをお開きください。

議案第30号は、令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額10億6,432万2,763円、支出済額10億4,874万3,582円でございます。歳入歳出差引残額1,557万9,181円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、国保診療報酬審査支払手数料等を収入としまして、診療報酬審査支払業務、保険者事務電算共同処理事業等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

11ページをお開きください。

議案第31号は、令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額7億7,355万5,669円、支出済額7億6,848万8,801円でございます。歳入歳出差引残額506万6,868円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料等を収入としまして、診療報酬審査支払業務、電算処理事業等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

○大村保険者支援課長 保険者支援課長の太田でございます。よろしくお願いたします。

12ページをお開きください。

議案第32号は、令和元年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額、支出済額ともに4億4,863万1,397円で、歳入歳出差引残額0円でございます。

本会計は、交通事故等に係る損害賠償金の受け払いを行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

13ページをお開きください。

議案第33号は、令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額1億1,356万9,864円、支出済額1億1,149万14円、歳入歳出差引残額207万9,850円につきましては、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、特定健康診査・特定保健指導等費用手数料等を収入としまして、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

○増崎介護保険課長 介護保険課長の増崎でございます。よろしくお願いいたします。

14ページをお開きください。

議案第34号は、令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額3億6,842万8,364円、支出済額3億5,848万1,533円、歳入歳出差引残額994万6,831円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、介護給付費審査支払手数料等を収入として、介護給付費審査支払業務、介護サービス苦情処理業務等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容は、ここにお示しのとおりでございます。

15ページをお開きください。

議案第35号は、令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、同会計業務勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、収入済額9,017万24円、支出済額8,530万8,321円、歳入歳出差引残額486万1,703円につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

本会計は、障害介護給付費審査支払手数料、障害児給付費審査支払手数料等を収入として、障害福祉サービス費の審査支払業務等を行う会計でございます。

歳入歳出の主な内容は、ここにお示しのとおりでございます。

○鉾立総務課長兼会計課長 16ページをお開きください。

16ページの議案第30号（再掲）から、21ページの議案第35号（再掲）までは、令和元年度の各支払勘定の歳入歳出決算の認定についてでございます。

主旨でございますが、各支払勘定の決算の認定を求めるものでございます。

内容でございますが、診療報酬等を市町村等から受け入れ、同額を医療機関等へ支払う会計でございますので、内容説明等につきましては省略させていただきます。

続きまして、財産目録でございます。

A4判の通常総会議案で説明させていただきます。

総会議案の231ページでございます。

財産目録、令和元年度決算で令和2年3月31日現在におけるものでございます。

1、現金の部は0円でございます。

2、預金の部は、普通預金総額で7,090万3,472円でございます。内訳は、アの一般会計から、キの障害者総合支援法関係業務等特別会計までお示しのとおりでございます。

3、債券の部は0円でございます。

4、積立金の部は、総額で14億8,521万4,033円でございます。普通預金が611万3,980円で、定期預金が14億7,910万53円でございます。

これらの資産につきましては、大口定期で6か月から2年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。

積立金の内訳といたしまして、一般会計積立資産から障害者総合支援法ICT積立資産まで、金額につきましてはここにお示しのとおりでございます。

財産目録合計額は、15億5,611万7,505円でございます。

続きまして、別冊の右上に参考資料と書いてあります、令和元年度財務諸表でございます。

この財務諸表ですが、これまで各会計におきまして、決算について単式簿記での説明をさせていただきました。財務諸表につきましては、厚生労働省通知に基づきまして作成し、お配りしております。

資料の最後のページに、貸借対照表と正味財産増減計算書の総括表では科目の補足資料を、収支計算書では簡略版を添付しておりますので、後ほどごらんください。

令和元年度決算関係の説明は、以上でございます。

○隈元議長 ありがとうございます。

ここで、監事の監査報告をお願いいたします。

○宮路日置市長 皆さん、お疲れさまでございます。

日置市長の宮路でございます。

もう一人の監事である大崎町長の東さんと監査を実施させていただきました。

東監事の了解をいただきまして、私のほうから監査報告をさせていただきます。

総会議案の233ページをごらんください。

監査報告でございます。

結果報告書が次の235ページでございますのでごらんください。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和2年7月6日

事務局において、令和元年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行いました。その際、監査法人による監査報告も受けました。

その結果を下記のとおり報告します。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和2年6月25日事務局において行っております。

1、令和元年度の事業は、おおむね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していると認めました。

2、預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めました。

以上で、監査報告を終わります。

○隈元議長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について、何かご質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご質疑がないようでございますので、いずれも原案どおり決定することよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○隈元議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、議案第28号から議案第35号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

監事の宮路市長さん、ありがとうございました。

△議案第36号 財産の処分（令和2年度）について

○隈元議長 次に、議案第36号財産の処分（令和2年度）についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○鉾立総務課長兼会計課長 A3判の総会附議事項概要説明資料の23ページをお開きくだ

さい。

議案第36号は、財産の処分（令和2年度）についてでございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて承認を求めるものでございます。

内容でございますが、表中の一般会計積立資産、処分額2万8,000円は、運用利息分を受け入れるため取り崩すもので、次の国民健康保険財政調整基金積立資産から、後期高齢者医療・介護保険・障害者総合支援法の財政調整基金積立資産は、お示しの処分額を洗い替えのため、後期高齢者医療ICT積立資産から、特定健診・介護保険・障害者総合支援法のICT積立資産は、お示しの処分額を、元年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すものでございます。

以上でございます。

○限元議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○限元議長 ご質疑がないようですので、本件は、原案どおり決定することによろしゅうございますでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○限元議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第36号は原案どおり決定することといたします。

△議案第37号 令和2年度一般会計歳入歳出予算補正について

△議案第38号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第39号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第40号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について

△議案第41号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

△議案第42号 令和元2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出

予算補正について

○隈元議長 次の議案第37号から議案第42号までは、令和2年度予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご異議がないようですので、議案第37号令和2年度一般会計歳入歳出予算補正についてから、議案第42号令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてまでの6件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○大村保険者支援課長 議案第37号でございます。

議案第37号は、令和2年度一般会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、鹿児島県の国保ヘルスアップ事業において、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施支援として、新医療費分析システムに後期高齢者の健診結果等の追加依頼があったこと、及び令和元年度国民健康保険団体連合会等補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に返還金が生じたこと等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は歳入歳出とも2,075万3,000円でございます。

主な事項の歳入でございます。

6款繰越金補正額1,756万6,000円は、繰越額が確定したため受け入れ、7款1項2目雑入補正額313万円は、新医療費分析システムの改修に係る費用を県から受け入れるものなどでございます。

歳出でございます。

3款1項1目育成指導費補正額4万3,000円は、国保運営協議会会長及び国保主管課長合同研修会、国保トップセミナーの会場を新型コロナウイルス感染防止のため変更したことによるもの、5目保健事業費補正額313万円は、KDBシステムデータ抽出に係る経費及び新医療費分析システムの改修に係る経費でございます。

6款1項3目諸支出金補正額7万5,000円は、令和元年度の国庫補助金超過分を国へ返還するもので、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

○成井審査管理課長 24ページをお開きください。

議案第38号は、令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）についてでございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査料等の保険適用に伴い、令和2年4月から審査及び支払事務が実施されたこと、並びに令和元年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金において交付額が実績額を超過したことから、残余额を令和2年度に国庫へ返還する等のため、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに業務勘定が1,671万4,000円、支払勘定が580万2,000円、公費負担医療に関する支払勘定が720万円でございます。

主な事項の歳入でございます。

1款1項15目感染症審査支払手数料補正額4万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の審査支払を行うための手数料を受け入れることから、補正するものでございます。6款2項1目財政調整基金積立資産繰入金補正額108万円は洗い替えのため、7款繰越金補正額1,557万9,000円は繰越額が確定したため、それぞれ補正するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費補正額145万9,000円は消費税が確定したため、4目レセプト点検共同事業管理費補正額15万円、2項電算共同処理管理費補正額24万5,000円、3項第三者行為求償事務費補正額10万9,000円は、所属変更による不足分が生じることから、補正するものでございます。8款諸支出金補正額219万3,000円は、国庫補助金に返還が生じたため科目新設し国庫へ返還するもので、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

25ページをお開きください。

支払勘定でございます。

主な事項の歳入で、5款繰越金補正額580万2,000円は、令和元年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の残余额を令和2年度に国庫へ返還するため受け入れるもので、歳出で、諸支出金を科目新設し、同額を国庫へ返還するものでございます。

続きまして、下段の表の公費負担医療に関する支払勘定でございます。

1款1項13目感染症受入金補正額720万円は、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査等の費用を県または鹿児島市から受け入れるため補正するもので、歳出で、同額を保険医療機関へ支払うものでございます。

26ページをお開きください。

議案第39号は、令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）についてでございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査料等の保険適用に伴い、令和2年4月から審査及び支払事務が実施されたこと、並びに口腔検診データ入力等業務において開発費用が増額になったこと等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに業務勘定が1億128万6,000円、公費負担医療に関する支払勘定が200万円でございます。

主な事項の歳入でございます。

1款1項12目感染症審査支払手数料補正額1万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の審査支払を行うための手数料を受け入れることから、4項1目口腔検診支払事務費補正額15万5,000円、4款口腔検診事業受入金補正額235万7,000円は、口腔検診事業の対象者を拡大したため、6款2項1目財政調整基金積立資産繰入金補正額6,256万6,000円、3目ICT積立資産繰入金補正額3,096万5,000円は洗い替えのため、7款繰越金補正額506万6,000円は繰越額が確定したため、それぞれ補正するものでございます。8款1項2目雑入補正額15万8,000円は、口腔検診システムの仕様が変更になったため、追加費用を広域連合から受け入れるものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費補正額1,776万2,000円は、消費税が確定したため、3目口腔検診支払管理費補正額35万2,000円は、口腔検診システムの仕様が変更になったこと及びパンチ料が増加したため、2項電算共同処理管理費補正額20万5,000円は、人員の構成に変更があったため、4款口腔検診事業支出金補正額235万7,000円は、口腔検診事業の対象者が拡大したためそれぞれ補正し、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

27ページをお開きください。

公費負担医療に関する支払勘定でございます。

1款1項11目感染症受入金補正額200万円は、国庫と同様にPCR検査等の費用を県または鹿児島市から受け入れるため補正するもので、歳出で同額を保険医療機関へ支払うものでございます。

○大村保険者支援課長 続きまして、議案第40号は、令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、令和元年度国民健康保険団体連合会等補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に返還金が生じたこと等から、所要の補正をしようとするものでござ

ざいます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出とも759万1,000円でございます。

主な事項の歳入でございます。

5款1項3目ICT積立資産繰入金補正額456万4,000円はICT積立資産の洗い替え、6款繰越金補正額207万9,000円は繰越額が確定したため、7款1項2目雑入補正額94万8,000円は令和元年度消費税の還付が生じたことから、それぞれ補正させていただくものでございます。

歳出でございます。

6款1項1目諸支出金補正額30万8,000円は、令和元年度の国庫補助金超過分を国へ返還するもので、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

○増崎介護保険課長 28ページをお開きください。

議案第41号は、令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、介護給付費審査支払業務と障害介護給付費審査支払業務で共用するシステム機器の保守料等を本特別会計と障害者総合支援法関係業務等特別会計で按分して支出すること等から、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに1,169万1,000円でございます。

主な事項の歳入でございます。

9款1項1目財政調整基金積立資産繰入金補正額35万円及び3目ICT積立資産繰入金補正額2,000円は、洗い替えのため、10款繰越金補正額994万6,000円は、繰り越しが確定したため、11款1項2目雑入補正額138万9,000円は、決算により還付される消費税を受け入れるため、補正させていただくものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目13節委託料47万1,000円は、介護給付費審査支払業務と障害介護給付費審査支払業務で共用するシステム機器の保守料等を障害者総合支援法関係業務等特別会計と按分して支出するため減額補正し、27節公課費39万9,000円は消費税が確定したため、3款1項1目介護サービス苦情処理委員会費補正額12万5,000円は、新型コロナウイルス感染対策のための会議室変更により借り上げ料に予算不足が生じるため、8款1項4目諸支出金補正額3万7,000円は、令和元年度の国庫補助金に返還金が生じたため科目を新設して補正し、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

29ページをお開きください。

議案第42号は、令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

主旨でございますが、議案第41号と同様でございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに502万5,000円でございます。

主な事項の歳入でございます。

7款1項1目財政調整基金積立資産繰入金補正額4万2,000円及び3目ICT積立資産繰入金補正額1,000円は、洗い替えのため、8款繰越金補正額486万1,000円は、繰り越しが確定したため、9款1項2目雑入12万1,000円は、本会職員が国保中央会の障害審査事務研究会の委員に委嘱されたことに伴い、国保中央会から支給される旅費を受け入れるため、補正させていただくものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目9節旅費の12万7,000円は、障害審査事務研究会委員の旅費を、13節委託料は、障害介護給付費審査支払業務と介護給付費審査支払業務で共用するシステム機器の保守料等を介護保険事業関係業務特別会計と按分して支出するため補正し、残額を予備費で調整させていただくものでございます。

以上でございます。

○隈元議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○隈元議長 ご質問がないようでございますので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○隈元議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第37号から議案第42号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

○隈元議長 以上で、予定された総会議案について終了いたしました。

そのほかに何かございませんでしょうか。

○川上事務局長 ここで、7月10日に開催されました理事会の報告をさせていただきたい

と存じます。

隈元理事長が7月31日をもちまして理事長の職を退任されることとなり、先日の理事会において、後任の理事長として指宿市の豊留副理事長が、また、後任の副理事長として阿久根市の西平理事が選任されましたので、ここでご報告申し上げます。

以上でございます。

○隈元議長 ただいまご報告ございましたが、7月31日をもちまして、私、理事長を退任することとなりました。平成30年2月から、前理事長の後を受けまして約2年半務めさせていただきました。皆様方のこれまでのご協力に大変感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いたしました。

改めまして、ご協力いただきましたことを御礼申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○南 総務課長補佐 隈元理事長、ありがとうございました。

（7） 閉 会

○南 総務課長補佐 それでは、閉会に当たりまして、本会の久木田常務理事があいさつを申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 お疲れさまでございました。

本日、提案をいたしました議案等につきましては、それぞれ承認・可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

令和2年度も4か月が過ぎました。当初計画どおりに実施するのが難しい状況の中ではございますが、工夫をしながら事業計画に基づきまして事業を進めてまいります。

また、データヘルスを中心としました保健事業につきまして、KDBシステムのデータ活用など、より一層効果的なものとなるよう取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

さらに、先ほどお話を申し上げましたが、本会の基幹業務であります審査支払業務につきまして、審査基準の統一化を推進するとともに、6年度予定の国保総合システムの更改に向けまして、システムの整合的かつ効率的な運用を実現できるよう課題を整理し、必要な対応等につきましてご報告、ご理解をいただきながら、取組を進めていく必要があると考えているところでございます。

本会といたしましては、最新の情報の収集に努めますとともに、これまで以上に県や市町村等、関係機関との緊密な連携を図りながら、会員の保険者の皆様方の負託に応えるべく役職員一体となって取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、隈元理事長におかれましては、約2年半でありました。この間、新たな国民保険制度への移行ですとか、また、今年に入りまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴います世界的、歴史的な危機など、連合会にとっても前例のない取組や対応を求められる中、理事長を務めていただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

最後に、会員の皆様方の今後ますますのご健勝とご活躍を心から祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

○南 総務課長補佐 以上をもちまして、令和2年第2回通常総会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後3時03分閉会

令和2年 第2回 通常総会

| | 氏名 | 出席 | | 欠席 | 備考 (代理出席 予定者) | | 氏名 | 出席 | | 欠席 | 備考 (代理出席 予定者) |
|---------|--------|----|-----|----|---------------------|------------|--------|-----|-----|----|---------------------|
| | | 本人 | 代理 | | | | | 委任状 | 委任状 | | |
| 鹿児島市 | 森 博 幸 | | ○ ○ | | 国民健康保険課 参事 永野 善造 | 南種子町 | 小園 裕康 | ○ | | | |
| 鹿屋市 | 中西 茂 | | | ○ | | 三島村 | 大山 辰夫 | ○ | | | |
| 枕崎市 | 前田 祝成 | | | ○ | | 十島村 | 肥後 正司 | | | ○ | |
| 阿久根市 | 西平 良将 | ○ | | | | 大和村 | 伊集院 幼 | | | ○ | |
| 奄美市 | 朝山 毅 | | | ○ | | 宇検村 | 元山 公知 | | | | |
| 出水市 | 椎木 伸一 | | | ○ | | 瀬戸内町 | 鎌田 愛人 | | | | |
| 伊佐市 | 隈元 新 | ○ | | | | 龍郷町 | 竹田 泰典 | | | | |
| 指宿市 | 豊留 悦男 | ○ | | | | 喜界町 | 川島 健勇 | | | | |
| 西之表市 | 八板 俊輔 | ○ | | | | 徳之島町 | 高岡 秀規 | | | | |
| 垂水市 | 尾脇 雅弥 | | ○ ○ | | 市民課長 篠原 彰治 | 天城町 | 森田 弘光 | | | | |
| 薩摩川内市 | 岩切 秀雄 | | ○ ○ | | 保険年金課長 山元 茂 | 伊仙町 | 大久保 明 | | | | |
| 日置市 | 宮路 高光 | ○ | | | | 和泊町 | 伊地知 実利 | | | | |
| 曾於市 | 五位塚 剛 | | ○ ○ | | 保健課長 櫻木 孝一 | 知名町 | 今井 力夫 | | | | |
| いちき串木野市 | 田畑 誠一 | ○ | | | | 与論町 | 山元 宗 | | | | |
| 南さつま市 | 本坊 輝雄 | | ○ ○ | | 保健課長 梶 茂春 | さつま町 | 日高 政勝 | | ○ ○ | | 保健福祉課長 佐藤 秀樹 |
| 霧島市 | 中重 真一 | | ○ ○ | | 保険年金課長 末原 トシ子 | 湧水町 | 池上 滝一 | | ○ ○ | | 健康増進課長 中山 義幸 |
| 志布志市 | 下平 晴行 | | | ○ | | 錦江町 | 木場 一昭 | ○ | | | |
| 南九州市 | 塗木 弘幸 | ○ | | | | 南大隅町 | 森田 俊彦 | ○ | | | |
| 始良市 | 湯元 敏浩 | | ○ ○ | | 保健福祉部長 竹下 晃 | 肝付町 | 永野 和行 | ○ | | | |
| 長島町 | 川添 健 | ○ | | | | 屋久島町 | 荒木 耕治 | | | | |
| 大崎町 | 東 靖弘 | ○ | | | | 医師国保 組 | 池田 琢哉 | | | ○ | |
| 東串良町 | 宮原 順 | | | | | 歯科医師 組合 | 伊地知 博史 | | | | |
| 中種子町 | 田淵川 寿広 | ○ | | | | 鹿児島県 | 三反園 訓 | | ○ ○ | | 国民健康保険課長 鮫島 正平 |
| 小計 | | 10 | 7 | | 5 | 小計 | | 5 | 3 | | 3 |
| | | | | | | 合計 | | 15名 | 10名 | | 8名 |

※出席者 33名（うち委任状による出席 8名）